



FUKUOKA AKAMURA

議会だより

令和3年第1回田川地区斎場組合議会定例会

(中村勇紀議員 出席)

2月16日に田川市民会館で開会され、下記報告及び議案について、慎重審議の結果、すべて原案のとおり承認または可決されました。

報告第1号 管理者専決処分の報告並びに承認を求めることについて

(専決第1号 田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正)

人事院勧告に基づく、国家公務員の給与に関する法律が可決されたことを受け、関係市町村の給与改定状況等を勘案し、田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、組合議会を招集できなかったため、専決処分したので、これを報告し承認を求めるもの。

議案第1号 令和3年度田川地区斎場組合一般会計予算

歳入歳出予算の総額を、それぞれ144,207千円とするもの。

議案第2号 田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部改正する規約について

田川地区広域環境衛生施設組合準備室より田川郡町村公平委員会への加入申請があったため、規約の一部を改正しようとするもの。

令和3年第1回田川郡東部環境衛生施設組合議会定例会

(浦野良一議員、大場信司議員、春本敏典議員、大場謙一議員 出席)

3月22日に田川地区クリーンセンターで開会され、下記議案について慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

議案第1号 田川郡東部環境衛生施設組合職員定数条例等の一部を改正する条例について

新し尿処理施設設立に伴い、関係条例を整備するもの。

議案第2号 田川郡東部環境衛生施設組合し尿処理施設設置条例を廃止する条例について

新し尿処理施設設立に伴い、本条例を廃止するもの。

議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、規約を変更するもの。

議案第4号 田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について

田川地区広域環境衛生施設組合準備室より田川郡町村公平委員会への加入申請があったため、規約の一部を改正しようとするもの。

議案第5号 令和2年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)を定めることについて

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329,902千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ699,467千円とするもの。

議案第6号 令和3年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計予算を定めることについて

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ609,004千円とするもの。

新型コロナウイルス感染防止のため、手洗い・うがいをし、密閉・密集・密接を避けましょう

令和3年第1回福岡県田川地区消防組合議会定例会

(浦野良一議員 出席)

3月22日に田川青少年文化ホールで開会され、下記議案について、慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決または同意されました。

- 議案第1号** 工事請負契約の締結の議決事項の変更による管理者専決処分の承認を求めることについて
既に議会の議決を得て締結済みの田川地区消防署添田分署新庁舎建設工事(建築工事)において設計変更が生じ原契約金額を増額するものであり、本来議会の議決を要するものであるが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたので、地方自治法に基づき議会に報告し承認を求めるもの。
- 議案第2号** 田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について
田川地区広域環境衛生施設組合準備室より田川郡町村公平委員会への加入申請があったため、規約の一部を改正しようとするもの。
- 議案第3号** 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、規約を変更するもの。
- 議案第4号** 令和2年度福岡県田川地区消防組合一般会計補正予算(第2号)について
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,569千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,522,705千円とするもの。
- 議案第5号** 令和3年度福岡県田川地区消防組合一般会計予算について
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,992,329千円とするもの。
- 議案第6号** 第2号副管理者の選任について
福岡県田川地区消防組合規約に基づく第2号副管理者の任期が、令和3年3月31日に満了するので、現第2号管理者を再度選任するもの。

第23回赤村議会臨時会

期日/令和3年2月16日

令和3年 第23回赤村議会2月臨時会は、2月16日に招集及び開会し、専決処分1案件、工事請負契約の締結1案件、合計2案件が提出され、慎重審議を行った結果、可決して同日に閉会しました。

議案番号	件名	内容	結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第7号))	全国の寄附者から、村に対するふるさと納税寄附金が多く募られ、予算を上回ったため、事業費の増額を行うもの及び小中学校の児童生徒への新型コロナウイルス感染症拡大防止を図り、通常給食の配膳体制を緊急に改善する機材購入のため、専決処分したので議会に報告し承認を求めるもの。	承認
議案第1号	西犀川線林道災害復旧工事(1号箇所)請負契約の締結について	西犀川線林道災害復旧工事(1号箇所)起工のため、指名競争入札を行った結果、工事請負契約を締結するもの。	可決

第23回赤村議会臨時会採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

番号	議案名	結果	議員の賛否											
			中村勇紀	浦野良一	小林慧	原隆康	佐武富實	三橋茂敏	大場信司	馬田和博	春本敏典			
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第7号))	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
議案第1号	西犀川線林道災害復旧工事(1号箇所)請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第25回赤村議会臨時会

期日/令和3年4月13日

令和3年 第25回赤村議会4月臨時会は、4月13日に招集及び開会し、専決処分2案件、発議1件、選挙1案件、合計4案件が提出され、慎重審議を行った結果、可決して同日に閉会しました。

議案等番号	件名	内容	結果
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(赤村税条例等の一部を改正する条例の制定について)	地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、専決を行ったもの。主な改正内容は、①住宅ローン控除の特例延長②個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し③軽自動車税環境性能割の見直し④法改正に伴う条・項ずれの改正	承認
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第9号))	国及び県から特別交付税等の財政支援を得たので、減債基金への積立てにより、将来の償還財源に充てるため及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費補助金等による財源振替のため、専決を行ったもの。	
発議第2号	新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について	新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していくために決議するもの。	可決
選挙第1号	田川地区広域環境衛生施設組合議会議員の選挙について	田川地区広域環境衛生施設組合規約の規定に基づく、組合議会議員3人の選挙を行うもの。	選挙

第25回赤村議会臨時会採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

番号	議案名	結果	議員の賛否									
			中村	浦野	小林	原	佐武	三橋	大場信	馬田	春本	
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(赤村税条例等の一部を改正する条例の制定について)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第9号))	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第2号	新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
選挙第1号	田川地区広域環境衛生施設組合議会議員の選挙について	選挙	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第24回赤村議会定例会

期日/令和3年3月4日~10日

令和3年 第24回赤村議会3月定例会は、3月4日に招集及び開会し、議長報告、村長報告、村事務報告、教育委員会事務報告、村長施政方針演説及び一般質問が行われた後に、人事に関する案件2件、規約の変更に関する案件2件、契約の変更に関する案件1件、財産の処分に関係する案件1件、条例の制定に関する案件3件、条例の一部改正に関する案件3件、補正予算4件、当初予算5件、議員発議に関する案件1件の合計22案件が提出され、慎重審議を行った結果、全案件可決して3月10日に閉会しました。

議案等番号	件名	内容	結果
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	人権擁護委員 前任者の任期が令和3年6月30日をもって満了することに伴い、新たに田邊猛士氏を候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるもの。任期：3年 ※人権擁護委員は法務大臣が委嘱する。 市町村長は、議会の意見を聴いて推薦する。 (人権擁護委員法第6条規定)	適任

議案等番号	件名	内容	結果
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	人権擁護委員 前任者の任期が令和3年6月30日をもって満了することに伴い、新たに神吉マサ子氏を候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるもの。任期：3年	適任
議案第2号	田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について	田川地区広域環境衛生施設組合準備室より田川郡町村公平委員会への加入申請があったため、規約の一部を改正しようとするもの。	可決
議案第3号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	令和3年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、議会の議決を求めるもの。	
議案第4号	末光橋外2橋橋りょう補修工事変更請負契約の締結について	末光橋外2橋橋りょう補修工事における工事内容の変更に伴う変更請負契約を締結するもの。 変更前：契約金額 51,700,000円 変更後：契約金額 54,364,200円	
議案第5号	田川郡東部環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	共同処理する事務の変更を行う田川郡東部環境衛生施設組合の財産処分に関して、関係町と協議のうえ、田川郡東部環境衛生施設組合の所有する財産の一部を大任町に帰属させることについて、議会の議決を求めるもの。	
議案第6号	赤村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が施行され、個人所得課税が見直されたことによる国民健康保険税の軽減判定に影響が生じないように所要の改正を行うもの。 主な改正内容は、国民健康保険税の軽減判定に個人所得課税の見直しにより、所得税や村民税の計算において、基礎控除が10万円増える。一方で、給与所得者と年金所得者は、給与所得控除と年金所得控除が10万円減る。これに伴い、給与所得者と年金所得者は、所得が10万円増える扱いとなる。この10万円の所得増が、保険税の軽減判定に不利な影響を及ぼさないように、軽減判定基準額に10万円を加算して、その影響を排除する。	
議案第7号	赤村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症として位置付けられたため、所要の改正を行うもの。 主な改正内容は、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更となったことによる文言の整理。	
議案第8号	赤村環境にやさしい農業の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	農政審議会の答申及びこの条例の前文を踏まえ、安全で安心な農作物の安定的な供給と環境にやさしい農業の持続的な発展を図るため、この改正を行うもの。 内容としては、生産者の定義規定に「村長が認める者」を追加し、豊かな自然環境を次の世代へ引き継いでいくもの。	

議案等番号	件名	内容	結果
議案第9号	赤村犯罪被害者等支援条例の制定について	犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、条例を定めるもの。 田川市郡統一で条例を制定し、併せて規則も制定する。 傷害見舞金 10万円 遺族見舞金 30万円	可 決
議案第10号	赤村議会議員及び赤村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、赤村議会議員選挙及び赤村長選挙において選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を公費負担の対象とするため、条例を制定するもの。	
議案第11号	村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、村長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。	
議案第12号	令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第8号)	229,087千円減額し、歳入歳出それぞれ3,885,619千円とする。 主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増、人・農地問題解決加速化交付金事業に係る農事組合長報償費の増、各事業確定及び精査に伴う事業費の減、減債基金及び庁舎等整備基金への積立。 歳入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の特定財源、地方交付税及び前年度繰越金等の一般財源。	
議案第13号	令和2年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)	2,623千円減額し、歳入歳出それぞれ419,822千円とする。 主な補正内容は、医療費動向による減額。歳入においても、それに伴う県交付金の減額。	
議案第14号	令和2年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第3号)	500千円を増額し、歳入歳出それぞれ58,809千円とする。 主な補正内容は、水道事業整備基金への積立。歳入は、水道使用料の一般財源。	
議案第15号	令和2年度赤村後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)	448千円減額し、歳入歳出それぞれ49,860千円とする。 主な補正内容は、広域連合の負担金確定に伴う事務費及び基盤安定負担金の減額、後期高齢者医療システム改修事業額の確定による減額、歳入において、保険料の増額があり、それに伴った保険料負担金の増。	
議案第16号	令和3年度赤村一般会計予算	歳入歳出予算総額それぞれ3,220,312千円で、前年度比8.95%、264,414千円の増額。 主な内容は、 1款 議会会議室備品購入費等の増。 2款 人件費の増減、犯罪被害者に対する見舞金、プリンター及びPC購入費の減、地域おこし協力隊(支配人)の新規分の増、ふるさと納税寄附金基金事業の実績に伴う増、住民基本台帳ネットワークシステム機器及びノートパソコン購入費の減、村長・村議会議員一般選挙費の増、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の増、国勢調査事業の減。	

議案番号	件名	内容	結果
議案第16号	令和3年度赤村一般会計予算	<p>3款 医療費事業の増減、障がい者自立支援事業費の増、さくら保育所建替え事業費の減。</p> <p>4款 人件費の増減、田川郡東部環境衛生施設組合負担金の増、大任町・じん芥処理施設建設事業負担金の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増。</p> <p>6款 人件費の増、農業次世代人材投資事業補助金の減、畜産振興総合対策事業費補助金の増、大坂地区排水路改修工事の増、特産物センター空調機器改修工事の減、森林環境譲与税活用事業費の増、岩石トンネル定期点検業務委託料の減、鶴地区治山排水路測量設計業務委託料及び工事費の増。</p> <p>7款 岩石登山道整備事業の減。</p> <p>8款 瓜生～鏡畑線道路測量設計の増、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金増。</p> <p>9款 国土強靱化地域計画策定の増、避難経路(テニスコート)フェンス撤去の増。</p> <p>10款 赤小学校本校正門扉改修、赤中学校鉄棒及び特別教室放送設備の増。</p> <p>12款 地方債償還元金増。歳入は、各種事業に伴う国県支出金・村債・基金繰入金及び地方交付税等。</p>	
議案第17号	令和3年度赤村国民健康保険特別会計予算	<p>歳入歳出予算総額それぞれ390,453千円で、前年度比△3.93%、15,969千円の減額。</p> <p>主な内容は、被保険者数の減に伴う、保険事業納付金の減、療養給付費等の減。歳入においても、それに伴う県交付金の減。</p>	可決
議案第18号	令和3年度赤村簡易水道特別会計予算	<p>歳入歳出予算総額それぞれ140,878千円で、前年度比355.15%、101,211千円の増額。</p> <p>主な内容は、簡易水道法的化移行に伴う公営企業会計適用業務委託料の増、水道管路整備に伴う水道管布設替工事測量・設計業務委託料及び工事の増。歳入は、水道事業整備基金、簡易水道事業債、公営企業会計適用債の特定財源及び水道使用料等の一般財源。</p>	可決
議案第19号	令和3年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	<p>歳入歳出予算総額それぞれ25,819千円で、前年度比△5.57%、1,522千円の減額。</p> <p>主な内容は、貸付金元利収入に伴う前年度繰上充用金の減。</p>	可決
議案第20号	令和3年度赤村後期高齢者医療特別会計予算	<p>歳入歳出予算総額それぞれ52,133千円で、前年度比5.54%、2,738千円の増額。</p> <p>主な内容は、被保険者の増加に伴う広域連合への納付金の増。歳入は、医療保険料の特定財源。</p>	可決
発議第1号	赤村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	<p>議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定することに伴い、また議会への請願手続きについて、請願者の利便性の向上を図るため、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直すため、この改正を行うもの。</p>	可決

第 24 回赤村議会定例会採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

番 号	議 案 名	結 果	議 員 の 賛 否									
			中村	浦野	小林	原	佐武	三橋	大場信	馬田	春本	
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第2号	田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第3号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第4号	末光橋外2橋橋りょう補修工事変更請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第5号	田川郡東部環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第6号	赤村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第7号	赤村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第8号	赤村環境にやさしい農業の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第9号	赤村犯罪被害者等支援条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第10号	赤村議会議員及び赤村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第11号	村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第12号	令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第8号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第13号	令和2年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第14号	令和2年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第15号	令和2年度赤村後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第16号	令和3年度赤村一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第17号	令和3年度赤村国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第18号	令和3年度赤村簡易水道特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第19号	令和3年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第20号	令和3年度赤村後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第1号	赤村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

総務文教常任 委員会報告

委員長
大場 信司



本定例会において、総務文教常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果、議案第12号及び議案第16号は可決することに決定しました。

産業経済厚生等 常任委員会報告

委員長
三橋 茂敏



本定例会において、産業経済厚生等常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果、議案第13号から議案第15号及び議案第17号から議案第20号は可決することに決定しました。

小林慧議員 自治功労者表彰受賞

小林慧議員が議会活動等を通じ地方自治の進展のために大きな役割を果たしていることを評価され、全国町村議会議長会及び福岡県町村議会議長会自治功労者表彰を受賞しました。令和3年3月議会定例会において、全国及び福岡県町村議会議長会会長に代わって、大場謙一議長より表彰状が渡されました。



赤村議会議員 2月 出席行事

- 16日 第23回赤村議会臨時会(議場他)
田川地区斎場組合議会定例会(田川市)
中村勇紀議員出席
- 19日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 24日 議会運営委員会

赤村議会議員 3月 出席行事

- 4~10日 第24回赤村議会定例会(議場他)
- 19日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 22日 田川郡東部環境衛生施設組合議会定例会(大任町)
浦野良一議員、大場信司議員、春本敏典議員、
大場謙一議員出席
- 田川地区消防組合議会定例会(田川市)
浦野良一議員出席

赤村議会議員 4月 出席行事

- 2日 香春町立香春思永館落成式(香春町)
- 6日 議会運営委員会
- 13日 第25回赤村議会臨時会(議場他)
- 16日 田川地区消防組合議会臨時会(田川市)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 27日 田川地区広域環境衛生施設組合議会(大任町)

赤村議会議員 5月 出席行事予定

- 20日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 21日 行政監査監査 現地確認(村内)
- 31日 福岡県町村議会議長会臨時総会(福岡市)

近年における 少子高齢化による 集落の取り組みについて

三橋 茂敏 議員



問 国は、過疎対策として、公
共事業の地方債のソフト事
業及び対象施設の拡大などの支
援を行っています。一般的に65
歳以上の高齢者が赤村でも、令
和3年1月現在において、1,
225人で人口の約40%を占め
ている状況です。50%を占める
と限界集落と言われています。
このような状況における集落を
村として、今後どのような対策
を考えていますか。

答 道村長

少子高齢化や人口減少は深
刻な問題となっております。農
業が基幹産業であることから、
農家の減少がその原因の一つで

あります。営農するための労力、
経費の負担を軽減させるような
施策を考えていき、村内で営農
する場合には、助成を受けられ
るよう条例の一部を改正してい
ます。

また、新規農業者の呼び込み
や支援のため、活動していただ
ける農家への支援、村と農家が
連携してこの問題にしっかりと取
り組んでいきたいと考えており
ます。

問

高齢化や人口減少で、村の
基幹産業であります農業後
継者不足が生じ、営農の意欲が
低下し、耕作放棄地が増える悪
循環が生じ、今は限界集落でな
くても準限界集落に向かう可能
性があると思います。

限界集落の問題は、一つ住民
が利用する日々生活を支える維
持の困難。二つ周辺地域の鳥獣
害や病虫害の増加。三つ災害リ
スクの増加。四つ集落の治安の
悪化。五つ高齢化進行により農
業者や生活道路の維持が限界に
近付きつつあると思う。ひとり
暮らしのお年寄りも増え、日常
会話もなく、侘しい生活となり、
高齢者の孤独死など悲劇を生む
背景になると思いますが、村長
はどう思われますか。

答 道村長

若者があまり定着しないと
か、色々な面で特に、その問題、
農家にとっては、喫緊の課題と考
えており、本当に私自身もその問
題について、苦慮しています。

今は、どうか赤村の農業を
支えてもらっています。多くの
方が兼業で他収入を求めないと、
この赤村で生活できないと皆さ
ん苦慮している。特に米作りに
ついては、皆さんも本当に大変
な中、稲作り、荒らさないよう
にしているということとは、本当
に感謝しております。

村としては、農業振興助成で
色々な助成措置を行っている。
特産物センターに多くの方が出
荷している。赤村で採れたもの
を村外の方々、また村内の方々
に利用していただいて、農作物
を販売している。専業農家で色
んな形で育てていきたいと、例
えば農地拡大すれば国の助成、
県の助成等を取り入れ、後継者
を負担のないよう農業やって、
生活できるような形を作りたい
と思っています。

問

ただ今、村長が色々な措置
をやっていくということこと
で、最近糸島ではかなりテレビ
等で移住者が増えております。
赤村に住んでいる人が、住ん

で良かったと思える村づくり、
それと他市町村の人が赤村に住
んでみたくなるような村づくり、
最終目標として地域住民の知恵
と都市住民の知恵を積極的に取
り入れながら、総合的な村づく
り活動を展開されることを期待
するとともに、村々は無くなる
けれど、地図では残る時期がやっ
て来ると思います。村長はどう
思いますか。

答 道村長

三橋議員が言いましたこと
は、赤村にとっても重点施策の
一つと私は考えております。対
策するためには、現在空き家対
策の関係をもう少し力を入れて、
国の制度で空き家対策制度があ
りますけど、村独自でそこを、
住む人の確保で空き家対策を、
赤村に住んでいただくという
ことのできるものにしていき
たいと思っています。

住宅問題についても、今住宅
の施策で公営住宅の改修をやっ
て、来年度宅地造成して、分譲
のかたちが5区画か6区画ぐら
いでできれば、優先的にしてい
きたいと考えを持っています。

問

最後に村として、赤村とし
て、最善の支援がなされる
ことを期待しています。

新型コロナウイルス ワクチン 接種について

佐武 富實 議員



問 国は、2月17日から医療従事者の方4万人に、3月までに

その他の医療従事者370万人に優先接種、4月以降には高齢者3600万人、基礎疾患のある方820万人に優先接種をし、訪問介護施設職員も優先接種の対象になり、一般の方は夏以降になると計画されています。また、集団接種（大病院、公共施設）、個別接種（かかりつけの医療機関）となっています。関係職員の方は大変だと思いますが、本村の場合はどのように準備されていますか。お尋ねします。

答 道村長

政府は、65歳以上の全高齢者にワクチンがいきわたるのが、6

月末を目途として報道されており、国よりワクチンの出荷は、現時点では何も通知はありません。憶測で答弁しますと、情報が独り歩きし、村民に混乱を招く恐れがあると思いますので、ご理解いただきたいと思えます。ワクチンの出荷は明確な情報が入り、接種時期が決まり次第、議会に報告させていただきます。

問 これは村長とか副村長とか政治的なことではなく、課長や事務方が大事になつてくると思いますが、本村は集団接種か、または個別接種なのか、どのような体制で今は考えておりますか。

答 田中住民課長
毎日のように国の情報提供が変化しているのが現状です。具体的な内容は答弁できませんが、事務レベルでの現時点の方向性ということ

で答弁します。まず国からの通知は、現在高齢者向けのワクチンはファイザー社製のもので、低温での管理が必要なため、超低温冷蔵庫を全市町村に配布することとなっております。赤村には3月11日に冷蔵庫が納品されると厚生労働省から連絡が入っています。田川地区の医療機関ではワクチンの超低温管理が現在のところ整備が不十分なため、田川医師会と協議した結果、各町村ごとで集団接種をすることで調整していると

す。本村では、保健センターで3日間に分けて集団接種を行う予定です。現在の人的配置、必要機材の確保、ワクチンの保管や解凍から接種に至るまで、医師会とシミュレーションを行っているところです。

問 本村は集団接種をするという理解がかりつけ医により、個人的に接種を受けることができますか。

答 田中住民課長
ファイザー社製のワクチンは、医師会が個々の病院での管理ができませんので、現在高齢者は集団接種をせざるを得ません。後に認可が見込まれるアストラゼネカ、モデルナ、ジョンソン&ジョンソンなどのワクチンは、普通の冷蔵庫での管理が可能なので、一般の方は、そのワクチンの接種によって、集団接種と個別接種ができるようになると思います。個別接種の場合は、インフルエンザと同様の取り扱いになるよう対応できると思います。

問 各市町村に保冷バックが必要ですが、国の給付金または補助金で購入すると思いますが、報道によると全国自治体の争奪戦になつていくようですが、国から通知等来ていますか。

答 田中住民課長
保冷バックが必要というのは、各市町村単位にワクチンの冷蔵庫が原則1台しか届きません。田川地区では田川市が4台、人口の多い福智町が2台、その他の町村は1台と割り当てが来ています。本村の場合、保健センター1か所ですべて接種をします。ワクチンの移動、移送が必要ないので、基本的に保冷バックは必要ありません。

問 これは政治的なことではなく、事務方の課長、保健師、職員の方が一番苦労されますが、村民に情報の徹底をよろしく願います。村長は、先の国の給付金10万円、村独自の5万円など職員の方が一番骨折っておられると思います。職員にねぎらいの言葉をかけてやって、スムーズにワクチン接種が行われるよう一言お願いします。

答 田中住民課長
不確定なことが非常に多く、住民の方に明確なお知らせができないのが現状です。確実な情報が入り次第、広く周知していきます。

答 道村長
担当課だけでなく、役場職員一丸となって、この問題に取り組みんでいきます。また、住民の皆さんにも徹底した周知をしてまいります。

地域の文化財について

小林 慧 議員



問

①村指定の文化財はどのようになっているか。また管理状況について。②新たに指定をする文化財について、委員会にて協議されているか検討されていけば教えてください。③小中学校の教育の中で地域の文化、文化財について、どのように児童・生徒に伝わっているのでしょうか。

答

縄田教育長

現在赤村が指定している文化財は、4件です。有形文化財は、光明寺の梵鐘、我鹿八幡神社本

殿、無形文化財は、大内田神楽、我鹿八幡神社神幸祭が指定されています。形のあるものは、それぞれ所有者が管理するようになっていきます。新に指定する文化財については、委員会では現在協議事項はありません。

現在村内にある文化財、史跡、美術、工芸、古文書など、教育委員会が把握しているものは、99件です。

赤村文化財専門委員会に教育委員会より諮問をし、その答申をもって赤村指定文化財に指定するかどうか判断をしています。

小学校におきまして、社会科学の授業の中で、探検と題して村内の名所、お祭り行事などの調査、取材を行って、それを基に村内マップを児童が作成し、村の文化、文化財について学習している。

問

文化財の管理状況ですが、条例の中にある村指定の文化財を所有者または管理団体が、その負担に堪えない場合その他の特別な事情が

ある場合、その経費について村が一部を予算の範囲内で補助金を交付することができるとありますが、過去にこのような事例がありますか。

縄田教育長

大内田神楽の継承のため、衣装、道具等を村から支出しています。

問

その他の文化財について、団体、個人から補助金の申請はありませんか。

答

縄田教育長

ありません。

問

文化、文化財保護と活性化について。文化、文化財に教え、真剣に取り組む環境づくりが生まれていくように、村（教育委員会）の取り組みが必要と思いますが、今後、持ち主や団体等との連携を取り進めてはどうですか。提案します。

答

縄田教育長

文化財を活用した地域づくりが行われています。人材の養成や文化に親しむ活動など、

国県の事業を参考にしながら、文化振興や地域の活性化の推進を考えていく必要がある。

問

特に地域で気づかない文化、文化財等があると考えますし、また村内に掲示されている観光マップ、ガイドマップに説明表示のないものや現地を見ますと文化財の保護が適正にされていない、傷つけられる状況も見られます。所有者や団体等との交流を進めていただきたい。

答

縄田教育長

指摘については、教育委員会、文化財専門委員会等で協議し、啓発ができるよう、村民の方々に幅広く周知が図れるよう、検討していきたい。

問

最後に本村の文化、文化財指定を皆さんで考え守っていく、また教育に活かした地域づくりを提案します。

水道未給水地域の 渇水対策について

馬田 和博 議員



問 昨年、雨の少ない時期に水道未給水地域において、井戸が枯れたという話を聞きました。水道未給水地域の渇水対策について、どのように考えているのか。

答 道村長 現在赤村の世帯数は、1,489世帯あります。水道未給水地域は、大伊良、後山、田峰地区で、67世帯あります。井戸が枯れたという話は聞いております。早急に未給水地区に対してアンケートを取るよう指示したところです。その結果に基づいて、水道委員会に諮問して、この問題を検討していきたいと思っています。

問 添田町等は、水道未給水地域において、浅井戸等の小規模

の浄水場を設置し、管理はその地域の集落の方々に管理をさせています。そのような小規模な浄水場等の考えはないのか。

答 溝邊産業建設課長 大伊良地区、後山地区、田峰地区に配管までして費用対効果があるのかを検討段階です。村民の方たちがどれだけのニーズを持っているかを検証して水道委員会の方で、検討をしていきたいと考えています。

問 村の隅々まで、安全な水を供給できるようお願いしたいと思えます。

人口減少問題について 馬田 和博 議員

問 赤村の人口を増やすために、どのような対策を考えているのか。又公営住宅の家賃が高額になるため、村外へ移住する世帯が出ていますので、その対策はどのように考えているのか。

答 道村長 赤村に限らず日本全国どの自治体も最重要課題としてそれぞれ対策を講じているところであり、本村においても、統計上このまま何も策を講じなければ2040年には、人口が2,300人余りに減少するとの試算が示されました。

田川地区では市町村が連携して定住自立圏を目指すことを柱に田川地区全体の人口減少問題に取り組みているところです。赤村独自と致しまして、高い子育て支援を拡充し、学校教育の充実、災害に強い安心・安全な村づくりの推進に、公営住宅や水道事業等、あらゆる政策を講じて人口減少問題に取り組みしていきたいと考えています。

答 溝邊産業建設課長 人口を増やすための対策は、

前方原分譲地、6戸から8戸の分譲地を計画しております。公営住宅の家賃が高額になるのは、公営住宅とは、そもそも低所得者向けのものであり、所得が入居条件を上回った場合、入居している住宅の本来の相場家賃となってしまうためです。公営住宅法に基づいて算出しております。村外へ移住する世帯への対策としては、家賃を定額にする方法は取れないため、空き家バンクの活用といった別の対策で、検討していきたいと考えています。

問 赤村に住みたいという方が結構いる。前方原の分譲地以外で候補に挙がっている場所とかは無いのですか。

答 溝邊産業建設課長 現時点では前方原分譲地以外

は、検討してません。

問 空き家バンクの登録の件数はいくらくらいありますか。

答 荒木総務課長 令和2年度、空き家について詳細に調査を行いました。空き家と位置付ける生活の実態が無いと判断されたものは、83件です。

問 83件の中で空き家バンクに登録される件数は何件あるのですか。

答 荒木総務課長 6件です。

問 公営住宅の家賃が高騰になって、村外へ移住する世帯が出ていますが、空き家バンクを進めたりはしたのですか。

答 荒木総務課長 登録されているものは6件と

いふふうにお伝えしたのですが、これも、賃貸契約が成立しているのは1件です。残りの5件につきましては、登録をしているのですが、紹介がまだ出来ない状態となっております。現在片づけ等に村の補助等がございまして、所有者の方々に周知をして利用の促進と、契約出来るような促進を図りたいというふうを考えています。

問 早急に対策を考えて減少率を減らしていきたいと思えます。